

苫小牧市地域公共交通計画の一部改正について（案）

1. 趣旨

国土交通省が行っている「地域公共交通確保維持改善事業」のうち、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の支援を引き続き受けるにあたり、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、「苫小牧市地域公共交通計画（以下、本計画と呼びます）」における補助系統の位置付け等が必要となったことから、補助系統の位置付け及び路線バスの収支率の評価指標を記載するものです。

なお、本計画の施行は、令和6年6月30日を予定しています。

2. 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、補助事業の活用のためには、「補助系統の地域の公共交通における位置付けや必要性等」について、地域公共交通計画へ記載することとされています。

3. 改正内容

本計画において、地域間幹線系統を幹線（広域交通）と位置付け、その役割を「地域間移動、連絡の骨格となる交通体系。市民の通学、通院、通勤や市外からの来訪者の生活・観光移動など多様な目的に対応。」、確保・維持策を「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）や北海道生活交通路線維持対策事業（広域生活交通路線）を活用しながら、確保・維持を図る」とし、路線バス（市内のみを運行するもの）を幹線（生活圏交通）と位置付け、その役割を「市民の通院、通学、買い物などに対応する生活路線。」、確保・維持策を「北海道生活交通路線維持対策事業（広域生活交通路線）を活用しながら、確保・維持を図る。」と記載します。また、樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）を支線と位置付け、その役割を「地域住民の通院、通学、買物などの日常生活の移動や、地域間幹線系統等との接続。（そのため、引き続き、地域公共交通確保維持改善事業により住民生活の足を将来にわたり存続させていくことが必要不可欠。）」とし、確保・維持策を「地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー補助）を活用しながら、確保・維持を図る。」と記載します。

さらに、地域公共交通計画の評価指標に、路線バスの収支率を事業報告書から毎年度計測し記載します。